

## 防火対象物名 消防計画

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、統括防火管理者が、防火対象物名の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

#### (消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、防火対象物名に勤務・出入りし、又は居住するすべての者に適用する。

#### (管理権原者の権原が及ぶ範囲等)

第3条 各管理権原者の当該権原の範囲については、**別表1**のとおりとする。

2 各事業所の管理権原の及ぶ範囲について、平面図又は立面図等により明確に示すものとする。

3 各管理権原者は、防火対象物の実態を把握し、防火管理者に防火管理業務を適切に行わせなければならない。

#### (管理権原者の責務)

第4条 各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるよう努め、次の事項について責務を有する。

2 管理権原者間の協議により、建物全体の防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火管理者に選任（解任）すること。

3 各管理権原者は、各事業所等の消防計画に基づき、防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。

4 各管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるよう相互に協力する。

#### (統括防火管理者の選任及び届出)

第5条 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2 管理権原者は、統括防火管理者を定めたとき又は変更したときは、管轄消防署長に届け出る。

(統括防火管理者の権限と責務)

第6条 統括防火管理者は、以下の責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求め、各事業所等の防火管理者等と連携、協力しながら、防火対象物全体についての防火管理業務を行うものとする。

- (1) 防火対象物全体の消防計画の作成、変更及び届出に関すること。
- (2) 各事業所の防火管理者に対する指示及び必要な報告に関すること。
- (3) 防火対象物全体の消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (4) 廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設等の管理に関すること。
- (5) 火災等が発生した場合における共同の自衛消防の組織における活動体制に関すること。
- (6) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。
- (7) 火気使用の制限及び禁止に関すること。
- (8) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

2 統括防火管理者は、消防機関等に対する全体についての消防計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。

(防火管理者の責務)

第7条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる場合や防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければならない。

- (1) 防火管理者に選任又は解任したとき
- (2) 消防計画を作成又は変更したとき
- (3) 防火対象物等の法定点検の実施及び結果について
- (4) 消防用設備等の法定点検の実施及び結果について
- (5) 建築物等の定期検査の実施及び結果について
- (6) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき
- (7) 火気を使用する設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
- (8) 臨時に火気を使用するとき
- (9) 大量の可燃物を搬入するとき
- (10) 危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
- (11) 客席又は避難通路の変更を行うとき
- (12) 用途（一時的含む。）を変更するとき
- (13) 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- (14) 催物を開催するとき
- (15) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- (16) 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- (17) 消防機関が行う検査等の実施及び結果について
- (18) 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき

(19) その他火災予防上必要な事項

- 2 防火管理者は、統括防火管理者が作成するこの消防計画に適合するように事業所の消防計画を作成しなければならない。

## 第2章 予防管理対策

(避難施設の維持管理)

第8条 統括防火管理者は、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設について、次の事項を遵守し適正に維持管理する。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設の維持管理  
ア 避難の妨害となる施設又は物品を設けないこと。  
イ 床面は避難に際し、つまづき、滑り等を生じないように維持すること。  
ウ 避難口を設けるときは、容易に開錠し開放できるものとし、開放した場合に廊下、階段等の有効幅員を狭めない構造とすること。

(2) 安全区画、防煙区画の維持管理

- ア 防火戸は確実に閉鎖できるように、その機能を保持し、閉鎖の障害となる物品等を置かないこと。  
イ 防火戸に接近して、延焼の媒介となる可能性の物品等を置かないこと。

(3) 避難経路の案内

統括防火管理者は、防火管理者及び防火管理業務に従事する者に廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を把握させるとともに、必要に応じて避難経路図を掲出する。

(放火防止対策)

第9条 統括防火管理者は、放火防止対策について事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。

- (1) 死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。  
(2) 物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。  
(3) 監視カメラ等による死角の解消及び階段室、トイレ等の死角となる場所の不定期的な巡回監視を行う。  
(4) 夜間通用口における入館者チェックを徹底する。  
(5) その他

(工事中の安全対策)

第10条 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う事業所の防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、届出を行う。

- 2 統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等

の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

(建築物等の点検・検査)

第11条 防火対象物における点検・検査は、次のとおり実施する。

(1) 防火対象物等の法定点検

ア 消防法第8条の2の2に基づく防火対象物等の法定点検は、各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 各管理権原者、各防火管理者及び統括防火管理者は、点検が適切に実施できるよう相互に協力しなければならない。

ウ 点検を実施する場合は、原則、各事業所の防火管理者が点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等の法定点検

ア 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の法定点検は、各管理権原者の責任により行う。

イ (1) イ及びウの規定は、(2) アの点検を実施する場合に準用する。

(3) 自主点検・検査

ア 各事業所の防火管理者及び火元責任者は、前各項に規定するもののほか、自主検査を実施する。

イ 自主検査の時期及び実施方法等は、各事業所の消防計画による。

(4) 点検・検査結果の記録

統括防火管理者は、法定点検及び自主点検・検査の結果について管理権原者の確認を適宜受けるとともに、その記録を3年間保管する。

(5) 不備事項等の改修

管理権原者は、点検・検査により明らかになった不備事項について、速やかに改修を図る。

### 第3章 自衛消防組織

(組織の編成)

第12条 防火対象物名の自衛消防組織として、自衛消防隊を設置する。その編成は別表2のとおりとし、この別表は従業員の見えやすい場所に掲示する。

なお、ホテル・病院・福祉施設など、休日・夜間に在館者がいる場合の自衛消防組織の編成は、別表2に準じて別途作成する。

(自衛消防活動)

第13条 消火、通報、避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動するものとする。

(1) 指揮班

自衛消防隊の指揮及び隊長の補佐

(2) 通報・連絡班

消防機関への通報及び到着した消防隊に対する必要な情報の提供並びに消防隊の誘導

(3) 消火班

消火の作業及び指揮

(4) 避難誘導班

避難口の開放、避難器具の操作、関係者及び外来者の避難誘導

(5) 防護安全班

電気設備、ガス、危険物施設等の安全措置

(6) 救護班

負傷者等の応急救護

(自衛消防隊の活動範囲)

第14条 自衛消防隊の活動範囲は次のとおりとする。

(1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲とする。

(2) 近接する建物等からの火災で、延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

## 第4章 地震対策

(地震対策時の自衛消防組織と任務分担)

第15条 地震時における自衛消防組織及び任務分担は、別表3によるものとする。

なお、ホテル・病院・福祉施設など、休日・夜間に在館者がいる場合の自衛消防組織の編成は、別表3に準じて別途作成する。

(地震発生時の初期対応)

第16条 地震発生時は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、自衛消防隊長は、建物全体の被害状況を把握し、館内放送等により在館者等に情報を提供する。

2 各防火管理者等は、被害の状況や火気使用設備器具などの点検結果を自衛消防隊長に報告する。

3 初期情報の収集と管理

(1) 自衛消防組織は、被害状況等の情報を収集・整理する。

(2) 情報収集班は、気象庁の地震情報、津波情報及び緊急地震速報等の情報収集を行う。

4 出火防止

(1) 火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

(2) 二次災害の発生を防止するため、火気使用設備、危険物施設等について点検を実施し、出火防止に努める。

(避難誘導)

第17条 自衛消防隊長は、地震が発生した場合、本建物の被害状況等に応じ、避難開始の指示を判断する。

(避難上の留意事項)

第18条 自衛消防隊長は、地震時の避難については、次によるものとする。

- (1) 各防火管理者等に指示し、在館者を〇〇会館等へ避難させる。
- (2) 収容物等に挟まれた人又は閉じ込められた人がいる場合は、救出救護活動を指示する。
- (3) 防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行うことを指示する。

## 第5章 教育及び訓練

(教育)

第19条 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

2 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画に基づき実施する。

(教育の内容)

第20条 防火管理業務に従事する者に対する教育の内容は、次によることとする。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の周知徹底
- (2) 各事業所の責務等
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- (6) 防災センターの役割とその重要性
- (7) 地震対策及びその他の災害等に関する事項
- (8) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

(訓練の実施計画)

第21条 統括防火管理者は、防火対象物全体についての自衛消防訓練を次のとおり実施する。

なお、訓練実施の際は、実施前に別紙「消防訓練実施計画（報告）書」を所轄消防署へ提出する。

訓練項目	実施予定	訓練概要
総合訓練	○月○月	消火・通報・避難誘導の訓練を連携させ総合的に実施

## 第6章 防火管理の委託

(防火管理業務の委託状況)

第22条 防火管理業務の一部又は全部を、別表4「防火管理業務の委託状況」のとおり委託する。

### 附 則

この消防計画は、平成26年4月1日から実施する。

(別表 1)

## 防火対象物等の管理権原者の権原の範囲

所有者 (法人の場合は名称及び代表者氏名)		所有部分	権原の範囲
防火対象物名 代表取締役 ○○ ○○		建物全体	○階から○階までの共用部分及び所有権の及ぶ範囲
番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲	
	店舗名はすべて記入する。	権原範囲を明確にする。	
平面図・立面図			
階層		階層	
各テナントの権原範囲を図示する。		各テナントの権原範囲を図示する。	

(別表2)

## 自衛消防隊組織及び任務分担

		自衛消防隊長（氏名又は役職名）自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等 自衛消防副隊長（氏名又は役職名）隊長の補佐及び隊長不在時の任務代行
指 挥 班	(氏名又は役職名 ) ( ) ( ) ( )	1 隊長、副隊長の補佐 2 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 3 自衛消防隊本部の設置 4 その他指揮統制上必要な事項
通 報 連 絡 班	(氏名又は役職名 ) ( ) ( ) ( )	1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 建物内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による）
消 火 班	(氏名又は役職名 ) ( ) ( ) ( )	1 消火器等の消防用設備を活用した初期消火作業 2 消防隊との連携及び補佐
避 難 誘 導 班	(氏名又は役職名 ) ( ) ( ) ( )	1 避難者の避難誘導実施 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への連絡 5 ロープ等による警戒区域の設定
安 全 防 護 班	(氏名又は役職名 ) ( ) ( ) ( )	1 防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
応 急 救 護 班	(氏名又は役職名 ) ( ) ( ) ( )	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供

(別表3)

## 地震時の自衛消防隊組織及び任務分担

自衛消防隊長（氏名又は役職名）自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等 自衛消防副隊長（氏名又は役職名）隊長の補佐及び隊長不在時の任務代行		
情報収集班	(氏名又は役職名) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	1 報道機関等により、地震に関する情報の収集及び連絡 2 周辺地域の状況把握 3 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により、建物内の者に対する周知 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認 5 建物内にいる者の調査 6 その他
点検措置班	(氏名又は役職名) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安措置
避難誘導班	(氏名又は役職名) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	1 避難者の避難誘導の実施 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定

(別表4)

## 防火管理業務の委託状況

( 年 月 日現在)

防 火 対 象 物	所 在 地	当該防火対象物の所在地及び電話番号を記入する。 TEL			
	名 称	当該防火対象物名を記入する。			
	管 理 権 原 者 氏 名				
受 託 者	氏 名 ( 名 称 )	○○管理株式会社 代表取締役 ○○ ○○ TEL			
	住 所 ( 所 在 地 )	上記の所在地を記入する。			
	担 当 事 务 所	○○管理株式会社の担当支店等を記入する。			
	所 在 地 、 名 称				
受 託 者 の 行 う 防 火 管 球 業 务 の 範 囲		設備の維持管理等を記入する。			
受 託 者  の 行 う 防 火 管 球 業 务 の 方 法	委託の方式  常 駐 方 式	事 項	平 日 ・ 営 業 日	休日・休業日	摘 要
			公開・従業時間内		
		常 駐 人 員	5		
		常 駐 場 所	管理室		
		管理(委託)区域	一部		
	常駐委託時間帯	24時間			
	巡回 方 式	巡 回 回 数	2		
		巡 回 人 員	1		
		委 託 区 域	全域		
		委 託 時 間 帯	24時間		
遠 隔 移 報 方 式	現 場 確 認 要 員 の 待 機 場 所				
	現 場 到 着 所 要 時 間				
	管 理 ( 委 託 ) 区 域				
委 託 時 間 带					
委 託 契 約 の 期 間			契 約 期 間 満 了 後 の 措 置		

備考 受託者が法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。